

是時名と散田 (七)

——「西福寺文書」年未詳二月二十八日付
 是時名・久延名作職重書をめぐって——

寺 下 一 義

- 註
- (57) 「西福寺文書」一〇一。
- (58) 窪田は、現在も楠川地籍16として残っている。
 なお、買得した二反は、各一反が中興院仏供灯油
 田と造営料とに充てられている（「西福寺文書」
 一三〇）。
- (59) 「西福寺文書」二。
- (60) 「西福寺文書」五四。
- (61) 「西福寺文書」五六。
- (62) (イ)以外、応永五年（一三九八）一〇月日付
 泰遍屋敷・田地寄進状（「西福寺文書」二五）に
 も「同郷之内窪田三段内」とあり、六通の内の一
 通と見られる。また、性知庵主の姫松女への譲状
 （あるいは売券）も「本文書」と考えられるが、
 現存していない。
- (63) 一般的に、地頭給は地頭に付与された給田であ
 ることから、本年貢・公事は賦課されない（『国
 史大辞典』の「給田」・「公事免」の項）。しか
 し、山内氏が所有した地頭給（「西福寺文書」一
 三）では「地頭職内田地」と記される。五反田の内
 二反には、社司免田としての本役負担義務があっ
 た（同四六）。すべての地頭給が無税地ではな
 かったのである。
- (64) 「西福寺文書」二五。
- (65) 「西福寺文書」一〇八。
- (66) 管見では、木崎郷の長丸名（『敦賀郡古文書』
 四九〇）『敦賀市史』史料編第三卷所収「西福寺文
 書」五）や重国名（「西福寺文書」四四・一一
 四・一二）、櫛河郷の地頭給五反田（同四六）、
 嶋郷の平内名（同二七七・一八〇）などに社司遣
 田免田が存在していた。これらの社司遣田免田は、
 建暦二年（一二二二）九月日付氣比宮政所作田所
 当米等注進状（『氣比宮社記』巻七・『敦賀郡古
 文書』附録・『鎌倉遺文』一九四五など）に見え
 る「浮免田」であった野坂庄遣田の内社家分が、
 南北朝から室町時代にかけて定免田化し、名や給
 田内に組み込まれたものと推察される。
- (67) 「西福寺文書」四四・一七七。
- (68) 享徳四年（一四五五）前後のものと推定される
 （註88）参照。西福寺々領分配目録（「西福寺文
 書」一三〇）には、次のような記載がある。
- 一、仏殿夏中仏供料所
 本崎
 字八段田之内四段 分米参石六斗

此内ヨリ壹貫九百文、社家エ立也、其外ハ、無公事、定得式石也、

註(52)でふれているように、この「字八段田」

が木崎郷重国内にあった社司遣田免田であり(同四四・一一四・一一二)、一貫九〇〇文(一石六斗)が「西福寺文書」四四に見える免田料足二貫文に相当するものであることは疑いない。一方、

鳴郷平内名にも九反分の社司遣田免田があり、本役として社司米・免田銭合わせて三貫四四〇文(三石二斗七升)が徴収されていた(同一七・七八〇)。これから四反分の本役を算出すると一貫

五二九文(一石四斗五升三合)となる。使用された枡の容積差を考慮しなければならぬが、重国内と平内名における社家への負担額は近似している。したがって、一貫九〇〇文(一石六斗)は、

社司米・免田銭双方合わせた本役であったと推測される。寺領分配目録において、免田であることが分かっているのであるから、万雑公事・夫役などの負担義務はなかったなどと記す必要はないと言えないにしても、「其外ハ無公事」とは、一貫九〇〇文(一石六斗)以外に「公事」は本役の負担義務はないというように解釈した方が無理はないと考える。

また、氣比社領ではないが、次の応永三三年(一二二六)八月一〇日付守弘名々主職補任状(一四二六)寺下 是時名と散田(七)

(同八〇)は、「御公事物等」に「御年貢以下」の本役を裏付ける史料である。

御門跡・領越前国助野保守弘一名事、右名者

御年貢以下、御公事物等者、如先例、無不法解

怠可被致其沙汰候、於名主職者依有由緒、御

寄進当寺之由被仰出候、無他妨、永代知行不

可有相違者也、仍補任之状如件、

応永卅三年八月十日 宥寿(花押)

西福寺住持

これらの事例から、前掲の和久野村平内二郎名

代職請状(同一一九)に記された「有限公方之御

公事等」も本役全般を指している可能性が高いと

判断される。

(69) 『福井県史』資料編8中・近世六所収「永建寺

文書」二・五・六・一二には「公事」と記されて

いるが、同八・一〇では「本やく(役)」、同九で

は「本年貢」と称している。

(70) 天文一六年(一五四七)、河端民部少輔(天翁)

は、善妙寺常住に同寺塔頭釈迦院からの「公事

銭」三三三文を灯明料として寄進しているが

(「善妙寺文書」一〇・一一)、永禄元年(二五五

八)六月五日付善妙寺々領目録(同一二)では、

それを「本役銭」と記している。

(73) 西福寺二世良信は、道円が寄進した下地の得分

を塔婆(「西福寺縁起」(「西福寺文書」二七

一)で、良信が建立したと伝える「三重之塔婆」

か)料所に充てている(同六五・一三〇)。なお、

「大まん」・「かねとふ」・「うし丸」は、現在も

木崎地籍3「大円」・49「兼戸」・11「牛丸」と

して残っている。「乙王丸」は不詳であるが、同

地籍43の「把丸」ではないかと思われる。

(74) 「泉寺」(「敦賀郡古文書」続集三六・「敦賀

市史」史料編第二巻所収「永嚴寺文書」三、「敦

賀郡古文書」一一、「善妙寺文書」一一)、ある

いは「氣比社密嚴院」(「敦賀郡古文書」九)と

呼ばれた金前寺(同一〇・一一)の塔頭か。永禄

元年(一五五八)六月五日付善妙寺々領目録

(「善妙寺文書」一一)には、「泉之西方院」と

ある。また、これと前後して、文安元年(一四四

四)一月一三日、西方院宗存は田地四反を某

(源三郎後家慶隆)に売却している(「永建寺

文書」五)。さらに永正四年(一五〇七)二月一

六日、西方院俊存は金前寺々領目録を作成し、朝

倉教景の安堵を得ている(「敦賀郡古文書」一

〇)。

(75) 「西福寺文書」六〇・六一。

(76) 是時名には、公事・夫役とともに本年貢の納入

義務もなかったと断定できない。文安元年(一四

若越郷土研究 四十三卷三号

四四) 四月一三日、甲斐久衛が同名々主職を安堵した際、「依為相伝分明、御判等頂戴之上者、有限年貢等無不法致沙汰、任本文書旨聊不可有煩候」(『西福寺文書』一一〇、註(17)参照)と述べているからである。また、文明一八年(一四八六)九月七日付富森冬永判物(同一四二)にも

「榊川領家分内是時・久延兩名事、為名代段・錢諸役以下、就難洪、任支証之旨、名主可為進退」とあり、一定の貢租負担義務があつたことをうかがわせる。しかし、是時名が「一円不輸」に寄進されている以上、狭義の公事である万雑公事・夫役などの負担義務がなかつたことは確実である。たとえは、永正五年(一五〇八)一〇月一八日、「小奉行」

中村房信は、是時・久延兩名内の田地八反(内五反を榊川住人孫大夫(孫権守)が西福寺に寄進するも、兩者の間で諍いが生じ、「押置」の状態にあつたものと考え(同一三六・一四一)を返付しているが、その際、郡司被披開召御成敗之上者、無万雑公事、作職共ニ永代御知行不可有相違候」との証状(同一六一)を出している(あるいはこれは、先の富森冬永による原名への貢租賦課を否定する目的があつたのではないか。なお、註(134)参照)。

(77) 松浦氏は、註(14)前掲論文で「散田支配においてみられたような直接的作人支配」とされ、『福

井県史』通史編2中世でも「散田支配は内徳収納者を排除して直接作人を支配するもの」(同書六七頁)と述べられている。散田支配は直接的作人支配と考えておられることは明らかである。しかし、散田支配の実態そのものについては、なんら具体的に説明されていない。

(78) 敦賀郡では、是時名や木崎郷道円持分の散田の他、文龜三年(一五〇三)九月一〇日付西福寺々領目録(『西福寺文書』一四九)に「名散田之分米都合百貳拾石壹斗五合」と記された散田、中村前「深河ヌク井ノ上」(敦賀市中なかの地籍69「深川」か)にあつた氣比社家「石塚殿之散田」(同一八・一三〇、註(140)参照、さらに勘野保

(『福井県史』資料編2中世所収「醍醐寺文書」九四・一〇三・一〇八・一二六・一三三・一三三、註(138)参照)や江良浦(『福井県史』資料編8中・近世六所収「刀根春次郎家文書」八、註(139)参照)に存在した散田が確認される。しかし、これらの散田はいずれも土地そのものを表しており、「田を散じ」というような動詞的用法の事例は確認できない。田地を割り付けるという意味で「散田」の語を使用するのであれば、(イ)―(a)は「上古より散田せしめ候様ニ見へ候」というような表現になつたのではないかと推測される。

(79) 『西福寺文書』一三六には「石町」「池田」「湯

屋之前」、同一六二には「湯屋の前」が記されている。

(80) 『西福寺文書』二五九。野村秀政は、「刀根春次郎家文書」一八・『福井県史』資料編8中・近世六所収「新善光寺文書」五などに見えるが、岡屋新内とともに武藤康秀統治下における下代か。

(81) 『西福寺文書』二三九・二四一・二四二。木下祐久は、明智光秀(光秀出国後は、三澤少兵衛尉)・津田元嘉らとともに「(御内)三人衆」(日本思想大系『蓮如 一向一揆』所収「越州軍記」四、『朝倉家録』所収「朝倉軍談」巻下)と呼ばれ、朝倉氏滅亡後の戦後処理の任に携わつたものと考えられる。なお、「御内三人衆」については、大原陵路「織田信長の第二次越前支配」(『若越郷土研究』二八一・二、一九八三年)を参照。

(82) 前波(桂田)長俊が、一向一揆の支援をうけた富田長繁に討たれるや、信長は一揆侵攻に備えて、天正二年(一五七四)一月一日、羽柴秀吉・丹羽長秀・武藤舜秀・不破光治らを敦賀郡に派遣した(『改訂信長公記』所収「信長公記」巻七)。「西福寺文書」二四三は、このような状況下で出されたものである。

(83) 『西福寺文書』二四四。

(84) 滝川一益が「惣寺領勿論關所被成無是非候……

返々寺領ニ佗言無之候、并郡中並名主迄關所候へ
 八、是も無申事候由候」(「西福寺文書」二四
 六)と述べているごとく、社寺領の關所処分は織
 田政權の基本方針であった。なお、奥野高廣著
 『増訂織田信長文書の研究』下巻(吉川弘文館、
 一九八八年)八五―六頁、同補遺・索引(同上)
 一四二―三・二一九頁参照。

(85) 「西福寺文書」二七五。

(86) 「樵大道」(「西福寺文書」一九・二〇・二二)
 は、「木こり大路」(同三六)とも書かれ、単に
 「大道」(同二七・二六・二三〇)とも称された。
 また、「大道」を「道」と略記した事例は、「西
 福寺文書」二六と同二七との四至表示を比較すれ
 ば確認できる。原で「道」と言えば、単なる呼道
 などではなく、原と櫛川とを結び、現在も「原の
 道」(前田賢次氏の御教示)と呼ばれる「樵大
 道」以外にない。

(87) 『西福寺誌』(西福寺、一九三五年。西福寺四
 四世川合梁定師(中翁)編の初版へ一九一六年)
 に一部補筆して再刊)に、次のような記載(一六
 頁。原文のルビは省略)がある。

安堵橋を渡りて亦二町計り、繩手の路を過往
 けば左方に辻堂の地藏尊あり。
 『辻堂地藏尊』は石刻数体の地藏菩薩を安置
 す、内寛正五年八月十五日の銘文あるものあ

寺下 是時名と散田(七)

り。当時^(寺カ)十世良春上人の安置する処に係り、
 今大正五年を距ること四百五十二年なり。

(88) 目録中「風呂料所」の一反は、宝徳三年(一四
 五二)三月二日、林元光が弟孫次郎(法名永善)
 の菩提のために寄進したものである(「西福寺文
 書」一一八)。また、「妙花院」の箇所、僧乘
 (西福寺七世)が寛正三年(一四六二)一〇月一
 〇日付で追記している。したがって、目録が宝徳
 三年(一四五二)から寛正三年(一四六二)まで、
 約一〇年の間に作成されたことは確実である。こ
 の期間で注目すべきは、西福寺五世浄鎮が享徳四
 年(一四五五)五月一〇日に遺言状(同二二四)
 を書き、同月二日に経蔵仏具注文(同二二五)

図IV 経蔵仏具注文と寺領分配目録の字体比較

を記していることである。当時、浄鎮は六九歳で
 あったが(川合梁定師編「西福寺誌稿」下(西福
 寺所蔵)によれば、康正二年(一四五六)五月二
 六日、七〇歳で示寂)、老衰のためか、仏具注文
 の品目は別人に書かせている。ところが、そこに
 記されている「三部経」・「白氏金字経」などの
 「経」の字体と目録中の「仏殿不断経料所」・「大
 蔵経堂料所」などの「経」の字体とが酷似してい
 るのである。この他、「仏」・「部」・「炬」な
 どの文字が同一と見られる。これから、西福寺々
 領分配目録は、浄鎮の指示のもと、遺言状や経蔵
 仏具注文が書かれた享徳四年(一四五五)頃に作
 成された可能性が高いと判断される。

寺領分配目録	経蔵	仏具	注文
佛殿不断経料所 經衆僧 大蔵経堂料所	白氏金字經	三部經一部	經
中興院佛供燈油	佛前燵	佛具	仏
行者下部衣物	三部經一部		部
開山堂金燈燵油料	茶院香燵	同香燵	炬

若越郷土研究 四十三卷三号

(89) 「西福寺文書」一三〇。

(90) たとえば、註(68)の記載や、

一、塩曾

重国名 分米十二石 斗定

年貢銭一貫八百文、内一貫二百文本年貢

出

残六百文塩曾分処々段別録

など。

(91) 目録では「大途」・「斗」の他に、「升」

(一・一九)・「中升」(一・〇七)・「納升」・

「見世ノ升」・「疋壇升」(一・〇七)・「彼所(助

野保)斗」などが記されている(一)内の数値は、

分米高と延付高から算出した、下行枙に対する取

納枙の容積比率。西福寺では「斗」が基準枙で

はなかったかと考える。たとえば、永正七年(一

五一〇)七月三日付の清観院寺領目録(「西福寺

文書」一六六)にも、次のような記載が見られる。

惣都合定得陸拾肆石捌斗六升 此内拾三石壹

斗六升

斗定申升納皆津升ニ未察へ分被付候、

この他、「斗」については、「西福寺文書」一

三六・一九などを参照。

(92) 木崎郷重国内の社司遣田免田八反の斗代は、

応永一七年(一四一〇)の段階では八斗代であつ

たが(「西福寺文書」四四)、寺領分配目録では

九斗代となっている。このような斗代の増加も徴証のひとつになり得よう。

(93) 不破光治ら三人は「府中三人かた(衆)」と称

され、柴田勝家の目付となつた(「改訂信長公

記」所収「信長公記」巻八、「朝倉家録」所収

「朝倉軍談」巻下、日本思想大系「蓮如 一向一

揆」所収「越州軍記」四・同補注五八五頁)。

(94) 「改訂信長公記」所収「信長公記」巻八、「朝

倉家録」所収「朝倉軍談」巻下。なお、「新善光

寺文書」四は、武藤舜秀の敦賀郡統治期間中に発

給されたものと推察される。

(95) 「改訂信長公記」所収「信長公記」巻一一。

(96) 「西福寺文書」二五六。

(97) 慶長三年(一五九八)七月一八日付木村由信書

状(「西福寺文書」二七五)。大谷吉継も同年六

月二九日付書状(同二七四)で「随而今度御検地

ニ付、御寺領之儀、無異儀被相除之由、尤目出度存

候」と述べている。

(98) 「西福寺文書」二八四。なお、この寄進状では、

三三石八斗四升七合を「為加増令寄進候」と記し

ているが、「加増」ではなく旧領の安堵であつた

ことは、同じくこの時、「加増」された山(同二

八五)について、西福寺が享保二〇年(一七三

五)の清観院改札録(「敦賀市史」史料編第三卷

所収「西福寺文書」三〇四)の中で、「白楳御朱

印ハ清観院山ニ不限、砂田カ鼻も地谷迄南山一円ニ御結ヒ被成候、尤新付と申ニ而無之、古来も西福寺支配山・候得共、為後來相願御朱印頂戴と相見江候」と述べていることからも明らかである。

(99) 享保一四年(一七二九)頃の編述と推定される

「敦賀郷方覚書」の「村鑑」、文化二二年(一八

一五)編成の「越前国名蹟考」、嘉永三年(一八

五〇)直前に成つたと見られる「敦賀志」などで

は、西福寺の所領高を三三石一斗三升とする

(「敦賀市史」史料編第五卷五九四・六〇五・七六

四頁、「新訂越前国名蹟考」一一四頁)。近世で

は、この三三石一斗三升が西福寺の表高として定

着していたことをうかがわせる(前田賢次氏も

「西福寺は本田三三石、農地改革まで小作人が何

人かいてつくっていた」と記憶されている)。な

お、文龜三年(一五〇三)九月一〇日付西福寺々

領目録(「西福寺文書」一四九)によれば、本役

負担分を差し引いた西福寺常住分は一〇一石九斗

五升三合であつた。使用枙の違いから単純に比較

できないが、織豊政権以降、西福寺の収入はそれ

までの約三割前後にまで減少したと考えられる。

ところで、山本元氏は、慶長八年(一六〇三)

正月、結城秀康が西福寺へ所領三三石一斗三升を

寄進したとされる(「敦賀郡誌」九九六頁)。し

かし、西福寺には、同年二月二日、門前屋敷・

山林竹木などを安堵する秀康の書状（『西福寺文書』二八二）は存在するが、寺領に関する寄進状は確認できない。推測するに、山本氏は、「敦賀郷方覚書」の「村鑑」に記された氣比宮領一〇〇石が、慶長八年（一六〇三）正月二日、秀康によって寄進されていることから（『敦賀郡古文書』続集六・『敦賀市史』史料編第二巻所収「氣比神宮文書」六・『氣比宮社記』巻八）、同「村鑑」に記される西福寺領三三石一斗三升も、秀康の寄進と判断されたのではないだろうか。だが、慶長八年（一六〇三）に三三石一斗三升が寄進され、さらに元和六年（一六二〇）、松平忠直が三二石八斗四升七合を「加増」として寄進したとすれば（『西福寺文書』二八四）、「村鑑」には六六石近い寺領高が記されていて然るべきであるのに、記載はそうになってはいない。註98でふれたように、忠直の「加増」分は旧領の安堵に他ならず、秀康がそれ以前、三三石一斗三升を寄進したと考えることは不合理である。したがって、私は山本説およびそれに追従する見解（『敦賀市史』通史編上巻四一七頁・『敦賀の歴史』〈敦賀市役所、一九八九〉二三八頁・『西福寺宝物展』図録〈敦賀市立博物館、一九九六年〉三六頁など）を支持することはできない。

(100) 明治四年（一八七二）二月付の上知一件（『敦

寺下 是時名と散田（七）

賀市史』史料編第三巻所収「西福寺文書」三〇八）によれば、明治三年（一八七〇）一二月、政府は、すでに旧藩主が版籍奉還しているにもかかわらず、社寺のみが土地・人民を私有していることは「不相当之事」として、境内地以外の上知を命じた。また、領知とは別に旧幕府・旧領主より寄付されていた米銭についても廃止した。ただし、上知の田畠が百姓持地ではなく、社寺が直作あるいは小作させている場合、百姓並に納税するににおいては当該地の所有を認める方針をとった。なお、上知令については、豊田武「明治初年の上知問題」（『日本宗教制度史の研究』〈厚生閣、一九三八年〉一七〇―一九〇頁・豊田武著作集第五巻『宗教制度史』〈吉川弘文館、一九八二年〉一六八―一八八頁）、『社寺境内地処分誌』（大蔵省管財局、一九五四年）三〇―五七頁などを参照。

(101) 西福寺には、譜代家来として
伊予：伊左衛門：中村氏
丹後：丹右衛門：熊谷氏
越中：越右衛門：松永氏
但馬：但左衛門：浅井氏

の四氏があり、「四行者」と呼ばれていた（現在、浅井氏が一時的に行者の任から離れている）。西福寺々領分配目録（『西福寺文書』一三〇）にも「一、行者下部衣物」の項があり、米一二石八斗・

料足七〇〇文・絹布が充てられている。また、永正五年（一五〇八）一二月二八日、丹後春喜なる者が久延名内「湯屋の前」一反の内小（「中升定参斗」分）を西福寺へ寄進しているが（同一六二）、春喜も行者のひとりではなかったかと推察される。さらに慶長三年（一五九八）六月の檢地に際し、政所（庄屋）の二郎衛門以下二九名の原村民が「鏡山長老 御衆中」へ連署請状（同二七三）を提出しているが、その中に「中方」として、随得・随真・春得・連喜ら四人の名が見える。「中方」は、すでに戦国時代、「御門前内中方并御下部拾人」（同一五七・一五八・一七八・一八三・一八七）などあり、先の寺領分配目録と同様、下部と併記されていることから、あるいは行者の別称ではなかったかと考えられる。なお、西福寺山門の南東に「ヒラキ」と称される区域がある（図II参照）、別名「越中ヒラキ」とも言われ、行者の越中が開いた土地と伝えられる（前田賢次氏の御教示）。

(102) 数値に若干の疑問はあるが、原本の記載通りに示す。明治四年（一八七二）冬、西福寺では、内高四五石五斗二升（一〇三俵三斗二升）から一割五分を引いた八八俵九升八合八勺が課税対象となった。納税額は、年貢・口米合わせて一四石六斗四升三合五勺（三六俵二斗四升三合五勺）の代金

若越郷土研究 四十三卷三号

五五兩三分・永五八文三分一厘四毛、および山年
 貢代金二分五五八文であった。しかし、翌五年
 (一八七二)二月四日、納税額の半分金二七兩三
 分二朱・錢二九一文が役所より還付された。ただ
 し、「本直段」の改定により、不足分三兩三分・
 永一〇文三分六厘を二月三日に再納付している。

(103) 『敦賀市史』史料編第三卷所収「西福寺文書」
 三〇八。

(104) 同右。

(105) 六助分の中に「治良三良分」が含まれており、
 治良三良を加えれば一九名となる。なお、原本で
 は、六助分「下七畝拾二分」の分米高を「壹石三
 斗六合」とするが、下田の斗代は一石四斗であっ
 たことから(表II(A)の⑩)、「壹石三升六合」の
 誤記と見られる。

(106) 註(103)に同じ。

(107) 越前田は、原地籍94の「越前田」であろう。中
 者は「二ノ門前」(原地籍11)内、笠松の西側に
 位置する。三ノ松は不詳であるが、原地籍15「内
 辻堂」の南西区域に「三ノ松」と称される場所
 がある。ここを指すか。